

○津山工業高等専門学校個人情報 保護管理に関する規程

〔平成18年1月31日
規程第3号〕

改正 平成18年4月1日規程第41号 平成20年4月1日規程第11号
平成25年8月28日規程第10号 平成28年2月17日規程第2号
平成31年4月1日規程第4号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の保有する個人情報の適切な保護管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号。以下「管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、管理規則第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において、「保有個人情報」とは、管理規則第2条第2項に規定する保有個人情報をいう。

3 この規則において「特定個人情報」とは、管理規則第2条第5項に規定する特定個人情報をいう。

4 この規程において、「各課等」とは、各系、各専門学科、一般科目、専攻科、図書館、地域共同テクノセンター、総合情報センター、実習工場、技術部、総合支援センター、事務部各課・室をいう。

(保有個人情報の管理体制)

第3条 本校における保有個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第5条に規定する総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）、管理規則第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）、管理規則第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）及び管理規則第7条の2に規

定する特定個人情報取扱担当者（以下「特定個人情報取扱担当者」という。）を置く。

（総括保護管理者）

第4条 総括保護管理者は、校長をもって充て、本校における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第5条 保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各系,各専門学科及び一般科目の長
- (2) 専攻科長
- (3) 図書館長
- (4) 地域共同テクノセンター長
- (5) 総合情報センター長
- (6) 実習工場長
- (7) 技術部長
- (8) 総合支援センター長
- (9) 総務課長, 学生課長及び学術・社会連携推進事務室長

2 保護管理者は、当該各課等の保有個人情報に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保有個人情報の取り扱いに関すること
- (2) 情報システムにおける安全の確保等に関すること
- (3) 保有個人情報の漏洩等安全確保上の問題への対応に関すること
- (4) 保有個人情報の点検に関すること

（保護担当者）

第6条 保護担当者は、前条の保護管理者が当該各課等の教職員のうちから指名する者をもって充てる。ただし、総務課, 学生課及び学術・社会連携推進事務室においては、原則として当該課・室に所属する係長等とする。

保護担当者は、保護管理者の業務を補佐する。

（特定個人情報取扱担当者）

第7条 特定個人情報取扱担当者は、総務課の保護管理者が職員のうちから指名する者をもって充てる。

（個人情報相談窓口）

第8条 本校に、取扱規則第2条第2項並びに第18条第2項に規定する窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課総務係に置く。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適切な管理に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月31日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規程第41号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第11号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月28日規程第10号）

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則（平成28年2月17日規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規程第4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。